

令和8年度
下関市防犯カメラ設置事業費補助金について
～申請の手引き～

下 関 市

目 次

I	制度の概要	1
II	防犯カメラ設置にあたって	2
III	事前協議申請書の提出	6
IV	補助金交付申請書の提出	6
V	設置事業実績報告書の提出、請求書の提出	8
VI	様式、記入例	10
VII	Q & A	23

I 制度の概要

1 補助対象者

下関市内の団体(事務所の所在地及び活動の区域が下関市内であるもの)

対象:自治会、PTA、商店街振興組合等の商業団体等

対象外:まちづくり協議会、企業

※防犯カメラの設置に対し、同一年度において国・県・市から同種の補助金を受けているときは、申請ができません。過去の年度に補助を受けた団体で、新たな場所に設置する場合又は設置後5年を経過した防犯カメラを更新する場合は、補助対象となります。

2 補助対象経費

○防犯カメラ(犯罪の発生の未然防止等を目的として、特定の場所に設置され、継続的に映像を撮影する撮影機、録画装置その他関連機器)の購入費及び設置工事に係る費用

○防犯カメラの設置を示す表示板等の設置に係る費用

○その他設置に必要な費用(例:専用ポールの設置等)

※対象外:リース契約やレンタル、ダミーカメラ、機器の保守費用、電気料金等の維持管理費

3 補助率及び補助限度額

補助対象経費の2/3に相当する額(1,000円未満の端数切り捨て)で、1団体につき30万円を上限(設置した台数にかかわらず30万円上限)

4 選定方法:事前協議による審査形式

令和8年5月1日～6月30日の期間中に事前協議申請書等を提出。内容を審査して決定します。

※~~選者は先着順ではありません。~~ただし、事前協議申請書を提出した団体への補助額が予算額を超える場合は、抽選を行います。

5 事前協議申請書を提出(6月30日までに)

必要な書類を6月30日までに生活安全課へ提出。

郵送による提出も可能です。(当日消印有効)

必要書類等の詳細はIII 事前協議申請書の提出をご確認ください。(P6 参照)

6 補助金交付申請書を提出(すみやかに)

審査の結果内示を受けた団体はすみやかに、必要な書類を生活安全課へ提出。

必要資料等の詳細はIV 補助金交付申請書の提出をご確認ください。(P6 参照)

補助金交付申請書提出後、審査の上、補助金の交付が決定します。

※補助金の交付が決定してから業者への正式な発注を行ってください。

7 設置事業実績報告書、請求書を提出(工事完了から 20 日または 3月 31 日のいずれか早い日までに)

設置工事後、実績報告を行い、**審査後、補助金交付額が確定**します。(P7、8 参照)

II 防犯カメラ設置にあたって

★補助金の申請にあたっては、以下の事項を参考としてください。

○団体内で意見をまとめましょう

- ・本当に防犯カメラが必要か、団体内部でよく相談しましょう。
- ・防犯カメラの設置は、住民のプライバシーにも関わることです。後で苦情等が出ないように、密に話し合しましょう。



○設置場所周辺の地域住民の同意を得ましょう

- ・防犯カメラの設置を検討している場所の自治会や防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を必ず得ましょう。(P20 参照)
- ※**交付申請書**を提出する時に、「合意形成及び同意証明書」が必要となります。

○設置場所、撮影範囲等を検討しましょう

- ・犯罪を防止するために必要な台数で、効果的な設置場所を検討しましょう。
- ・地域住民を監視する目的ではないため、撮影範囲は必要最小限となるよう努めましょう。

○設置場所及び撮影範囲を記した図面・現状写真を作成しましょう

- ・防犯カメラ設置場所、撮影範囲がわかる図面(平面図)を作成しましょう。
- ・撮影機設置場所の取り付け前の現況写真も撮りましょう。
- ※**事前協議申請書**を提出する時に、「防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真」が必要となります。

○防犯カメラを選定しましょう

- ・防犯カメラを購入する際は、複数の業者から見積もりを取り寄せ、機能や価格、設置後の維持管理費なども考慮して選びましょう。
- ・なるべく市内の業者を選びましょう。
- ※**事前協議申請書**を提出する時に、「設置事業に係る見積書及び購入する防犯カメラのカタログ(写)」が必要となります。
- ※なお、下関市が特定の業者をご案内することはいたしません。

○設置場所の所有者に事前確認しておきましょう

- ・防犯カメラを取り付ける場所(ポール等)の所有者と、その土地(道路・公園や民地など)の所有者に設置が可能か事前に確認しておきましょう。

※補助金交付申請書を提出する時に、「土地・建物使用承諾書、占用許可書等の(写)」が必要となります。

○防犯カメラの設置を示す表示物を取り付けましょう

- ・犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラで撮影していることが周囲にわかるように、看板やステッカーなどに「防犯カメラ作動中」などの表示をし、掲示してください。



○防犯カメラの管理運用規程を定めましょう

- ・防犯カメラ(記録されたデータを含む。)の適切な管理及び運用を行うため、「**団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン(下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用)**」を参考に、自治会(団体)内で管理責任者等を明記した防犯カメラ管理運用規程を策定しましょう。

※補助金交付申請書を提出する時に、「防犯カメラ管理運用規程」が必要となります。

- ・また、捜査等への協力のため、防犯カメラの設置場所や責任者連絡先等の情報を警察署に提供することに同意をいただくようお願いします。

○防犯カメラは、継続して5年以上設置しましょう

- ・当補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、設置した年度の翌年度の初日から5年間は、無断で撤去したり、移設又は売却したりすることは原則認められません。やむを得ない場合は、市民部生活安全課(242-0797)までご連絡ください。

防犯カメラの設置場所について(参考)

区分	許可条件等	設置方法	必要な手続等
民有地内	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の承諾が必要です。 	建物や既存の柱等へ設置 専用の柱を設置	所有者との話し合い
各施設の敷地内 (町民館・集会所等)	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者との協議が必要です。 	建物や既存の柱等へ設置 専用の柱を設置	施設管理者との協議・話し合い
公園の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 公園の利用及び維持管理上支障を及ぼさず、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。 設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に公園管理者に確認が必要です。 	専用の電源柱を設置	公園管理者との協議 都市公園内占用許可申請書 構造物への設置は公園管理上の支障となるため原則許可されません
道路の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。 車道上であれば路面から4.5 m以上、歩道上であれば路面から2.5 m以上の高さに設置しなければいけません。 その他にも設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に道路管理者や設備管理者との協議が必要です。 	専用の柱を設置 街路灯への設置	道路占用許可 道路管理者との協議
		その他の構造物 (カーブミラー等)	構造物への設置は道路管理上の支障となるため原則許可されません
		信号機柱へ共架	設置条件について、別途確認が必要になります
		中国電力柱へ共架	※検討する場合は生活安全課に連絡をお願いします
N T T 柱へ共架			

- 防犯カメラの設置先の施設管理者の承諾を必ず得てください。
- 道路以外に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出している場合は、道路占用許可が必要です。
- 設置の際は、設置後のメンテナンスや撤去時の原状復旧等も含め検討することが大切です。
- 防犯カメラ機器及び設置工事に関する詳細は、発注予定業者にお問い合わせください。

防犯カメラ設置に関する各種問合せ先

1 申請書類の提出窓口、申請に関するお問合せ

下関市役所 市民部 生活安全課	電話
	242-0797

※各支所や各総合支所で申請手続きは行えません

2 各警察署

管内	市内警察署	代表電話
下関署管内	下関警察署	231-0110
長府署管内	長府警察署	248-0110
小串署管内	小串警察署	772-0110

※設置工事に伴う道路使用許可、信号機柱への設置について：交通関係課

3 県道に関わるもの

担当課	電話
下関土木建築事務所維持管理課	223-7102

4 国道に関わるもの

担当課	電話
国土交通省下関国道維持出張所	282-1016

Ⅲ 事前協議申請書の提出

★令和8年6月30日までにすること

<提出書類>



提出先:市民部生活安全課
郵送の場合、当日消印有効

- ① 事前協議申請書【事前協議様式】(P10 参照)
- ② 設置事業に係る見積書及び購入する防犯カメラのカタログ(写)
※工事の詳細及びカメラの機種、画素数、記録速度等を記したもの。
- ③ 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真(P13 参照)
- ④ その他市長が必要と認める書類【チェックシート】(P11 参照)

提出書類をいただいた後、審査・協議を行い、審査結果は別途通知いたします。



審査・協議 → 交付の申請が可能となる団体を決定
※選考は先着順ではありません。ただし、事前協議申請書を提出した団体への補助額が予算額を超える場合は、抽選を行います。

Ⅳ 補助金交付申請書の提出

★審査の結果、申請可能団体となった場合、すみやかに下記書類の提出が必要です！



<提出書類>

- ① 補助金交付申請書【様式第1号】(P14 参照)
- ② 団体の定款、規約又は規程並びに役員及び防犯カメラの管理責任者等の名簿(写)
- ③ 設置事業に係る見積書及び購入する防犯カメラのカタログ(写)※
- ④ 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真(P15、16 参照) ※
- ⑤ 防犯カメラの撮影範囲を記した図面(P16 参照)
- ⑥ 防犯カメラ設置事業費収支予算書(P17 参照)
- ⑦ 防犯カメラ管理運用規程
(団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン(下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用)参照)
- ⑧ 防犯カメラの設置に係る土地・建物使用承諾書、占用許可書等(写)
- ⑨ 合意形成及び同意証明書【様式第2号】(P20 参照)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類(提出用チェック用紙など)

※③④については、事前協議の申請に提出した書類と変更がない場合は提出不要。

○設置場所の所有者に承諾や許可を得ましょう

- ・ 防犯カメラを取り付ける場所(道路・公園や民地または構造物など)の所有者に必ず承諾や許可を得ましょう。
- ・ 所有者が個人の場合、任意の承諾書をもらいましょう。
- ・ 所有者が行政や企業等の場合、所定の手続きに基づいて申請等を行い、許可を得ましょう。

☆承諾や許可の取得に関することや、防犯カメラの設置が原因で所有者や第三者に被害などを与えた場合、下関市は一切の責任を負うことができません。所有者と密に話し合い、承諾や許可をもらいましょう。

○防犯カメラ管理運用規程を作りましょう

- ・ 「団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン(下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用)」を参考に、団体内で管理責任者等を明記した防犯カメラ管理運用規程を策定し、防犯カメラ(記録されたデータを含む。)の適切な管理及び運用を行うこととしてください。



※この時点では補助金交付は確定していないため、業者にはまだ発注しないこと!!

補助金交付申請書の提出



審査 → 交付決定

市から補助金交付決定の通知

※申請いただいた内容を審査し、補助金の交付決定を申請団体に通知します。
交付決定通知書受領後に、業者への正式な発注をお願いします。

工事を正式発注・開始



設置工事完了

V 設置事業実績報告書の提出、請求書の提出

★防犯カメラの設置、業者への支払い完了後、以下の書類を市民部生活安全課に提出してください。

<提出書類>



- ① 下関市防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書【様式第6号】(P21参照)
- ② 補助事業に係る領収書等(写)(領収書のあて名は団体名と代表者(会長)氏名を明記してください。)
- ③ 防犯カメラの設置前及び設置後の写真
- ④ 防犯カメラ設置事業費収支決算書又はこれに代わる書類
- ⑤ 設置された防犯カメラにより撮影された画像(静止画像)の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類(提出用チェック用紙など)

提出は…

工事完了後20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日まで!

提出 上記の①~⑥

↓ 審査 → 交付が確定

交付額確定通知



確定通知が届いたらすみやかに

請求書の提出

<提出書類>



- ① 下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付請求書【様式第8号】(口座名義等がわかるよう、通帳の写しも付けてください。)(P22参照)
※口座名義が代表者と相違する場合は委任が必要となります。)



補助金の交付

○補助金の入金を確認する

請求書をいただいた後、ご指定の口座へ入金いたしますのでご確認ください。

★消費税等仕入控除税額の報告について

補助金の申請時に、消費税等を含めて補助金を受けた団体は、消費税等の申告により仕入控除税額が確定した場合、すみやかに(遅くとも補助事業完了年度の翌々年度の6月30日までに)様式第9号(P23 参照)による報告をいただく必要があります。

補助金の収入と消費税等仕入控除税額

補助金の収入は非課税売上げとして計上されるため、消費税等の課税対象外となります。

一方、補助対象事業者が補助事業において支払った経費に含まれる消費税等は、仕入税額控除の対象とすることができます。

補助金に係る消費税等について、仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が団体に重複して交付されたことになるため、市に報告、返還しなければなりません。

報告内容

補助金を利用して支出した経費に含まれる消費税等額とその控除額について、正確に報告してください。報告がない場合や不正確な報告があった場合、補助金の返還請求が行われる可能性がありますので、正確かつ迅速な報告を心掛けてください。



<提出書類>

- ① 下関市防犯カメラ設置事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)(P23 参照)
- ② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳補助金額分についての領収書の写し(消費税等額の記載があるもの)
- ③ 国税還付金振込通知書(写し)
- ④ その他参考となる資料(任意の計算様式等)

★次のいずれかに該当する場合には報告の必要はありません。

- ・消費税等の申告義務がない。
- ・簡易課税方式により申告している。
- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費に係る消費税等を個別対応方式にして「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入れとなっている。
- ・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して実績報告を提出した場合。
- ・消費税等を含まない金額で補助金が交付された場合。

VI 様式、記入例

【事前協議様式】記入例

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請団体

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下 関 太 郎

担当者 会 計 菊 川 花 子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要

下関市防犯カメラ設置事業費補助金事前協議申請書

下関市防犯カメラ設置事業費補助金を申請したいため、下記の書類を揃えて事前協議申請いたします。

1 防犯カメラ設置場所（住所）

(1) 下関市 〇〇町〇〇一丁目〇-〇
(2) 下関市
(3) 下関市
(4) 下関市

2 提出書類

チェック☑

- 設置工事等の事業に係る見積書の写し
- 購入する防犯カメラのカタログの写し
※工事の詳細及びカメラの仕様(機種名、画素数、記録速度等)を記載したもの
- 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真
- チェックシート【裏面の要件を確認の上、チェック欄に☑をお願いします】

↑ 提出書類に不備がないかをチェックしてください。

チェックシート

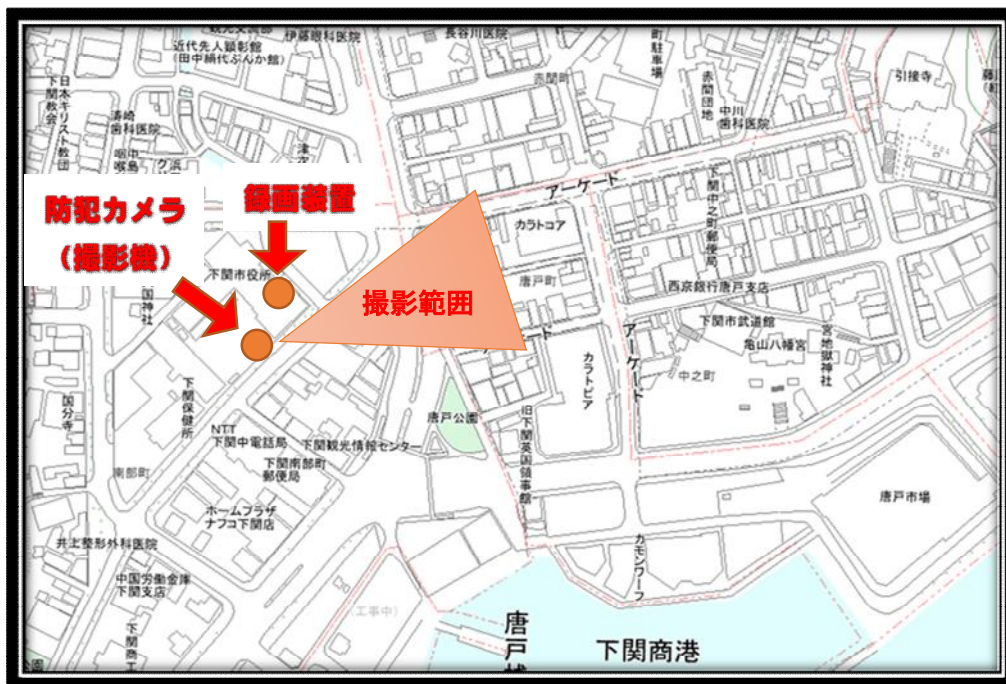
事前協議の結果、申請が適合となった団体は、その後の防犯カメラの設置及び補助金の申請にあたって、設置場所の許可及び個人のプライバシーの保護に十分配慮した適切な管理運用を行っていただくなど、様々な要件が必要となります。交付申請時に必要となる下記の事項をご確認いただき、同意の上、チェック欄に☑をお願いします。

番号	同意事項	チェック
①	団体内部や設置先の住民の合意形成が必要となります。 防犯カメラの設置について、団体の内部合意や設置予定場所の自治会の同意を得ていることがわかる書類を提出いただきます。	<input type="checkbox"/>
②	撮影範囲の住民等の同意が必要となります。 防犯カメラの撮影範囲に住居や商店等が含まれている場合、その範囲内の住民等に防犯カメラの設置について必ず説明し、書面等により同意を得てください。	<input type="checkbox"/>
③	「防犯カメラ作動中」等の表示をしてください。 防犯カメラで撮影していることがわかるよう、看板やステッカー等を表示してください。これにより犯罪抑止効果が高まります。	<input type="checkbox"/>
④	防犯カメラ管理運用規程が必要となります。 設置される防犯カメラを適正に管理運用していただくため、管理責任者等を明記した規程を策定してください【ガイドライン参考】。また、防犯カメラの設置場所や責任者連絡先等の情報を警察署に提供することに同意をお願いします。	<input type="checkbox"/>
⑤	防犯カメラの設置に係る手続きは、当該年度内に完了してください。 防犯カメラの設置は年度内に完了し、その実績報告書は設置完了後20日を経過した日、又はその年度の3月末までのいずれか早い日までに提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑥	防犯カメラの設置に対し、同一年度において国・県・市から同種の補助金を受けているときは、申請ができません。 防犯カメラの設置に対する同種の補助を、当年度に申請している団体は、当該申請を行うことができません。過去の年度に補助を受けた団体で、新たな場所に設置する場合又は設置後5年を経過した防犯カメラを更新する場合は、補助対象となります。	<input type="checkbox"/>
⑦	設置場所の所有者から許可が必要となります。 防犯カメラの設置場所（柱等）の許可や、土地等の使用する許可を得て設置いただくため、設置が可能か事前に所有者に確認してください。	<input type="checkbox"/>
⑧	その他、交付申請時に以下の書類の提出が必要となります。 ・団体の定款、規約又は規程、及び役員等の名簿 ・防犯カメラ設置事業費収支予算書	<input type="checkbox"/>
⑨	防犯カメラは継続して5年以上設置してください。 当補助金を受けた防犯カメラについては、設置した年度の翌年度の初日から5年以上設置してください。	<input type="checkbox"/>
⑩	地域住民からの苦情・問合せは速やかに対応してください。 設置した防犯カメラに関する苦情や問合せは、管理責任者等によって、誠実かつ迅速に対応してください。 ※市に問い合わせ等があった場合、自治会（団体）の担当者へ連絡いたします。	<input type="checkbox"/>

記入例

防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真

- 1 地図（平面図）※撮影機と録画装置が分かれている場合はどちらも表示する



市役所前歩道(専用柱) から 東 側へ向けて撮影

- 2 撮影機を設置する場所の現況写真



(1) 補助金交付申請書 様式第1号 (第8条関係)

記入例

令和〇年〇月〇日

(宛先) 下関市長

申請団体

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下関 太郎

担当者 会計 菊川 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

担当者の連絡先

押印不要

下関市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

下関市防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けたいので、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置に要する費用の2/3に相当する額(千円未満切り捨て)で、1団体につき30万円を上限。

1 補助対象経費	700,000 円
2 交付申請額及び台数	300,000 円 台数 2 (台)
3 工事業者	氏名(名称) 〇〇株式会社 住所 下関市〇〇町〇-〇 電話番号 083-〇〇〇-〇〇〇〇
4 予定工事期間	着工(予定)年月日 令和〇年〇月〇〇日 完了(予定)年月日 令和〇年〇月〇〇日
5 添付書類	(1) 団体の定款、規約又は規程並びに役員及び防犯カメラの管理責任者等の名簿 (2) この事業に係る見積書及び購入する防犯カメラのカタログの写し (3) 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真 (4) 防犯カメラの撮影範囲を記した図面 (5) 防犯カメラ設置事業費収支予算書 (6) 防犯カメラ管理運用規程 (7) 防犯カメラの設置に係る土地・建物使用承諾書、占有許可書等の写し (8) 合意形成及び同意証明書(様式第2号) (9) その他市長が必要と認める書類

(2) 団体の定款、規約又は規程並びに役員及び防犯カメラの管理責任者等名簿

共同活動を行っており、また代表者を定めている団体であることを確認しますので、各団体が規定している、定款、規約又は規程並びに役員及び防犯カメラの管理責任者等の名簿を提出してください。

規約等が無い場合は、各団体で新たに作成してください。その際は必ず各団体の総会などで、承認を得てください。

(3) 防犯カメラの設置事業にかかる見積書、 購入しようとする防犯カメラのカタログ等の書類

複数の業者から見積もりを取り寄せ、機能や価格、設置後の維持管理費なども考慮した、見積書を提出してください。

購入を予定している防犯カメラの仕様等がわかるものをご提出ください。

(4) 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真

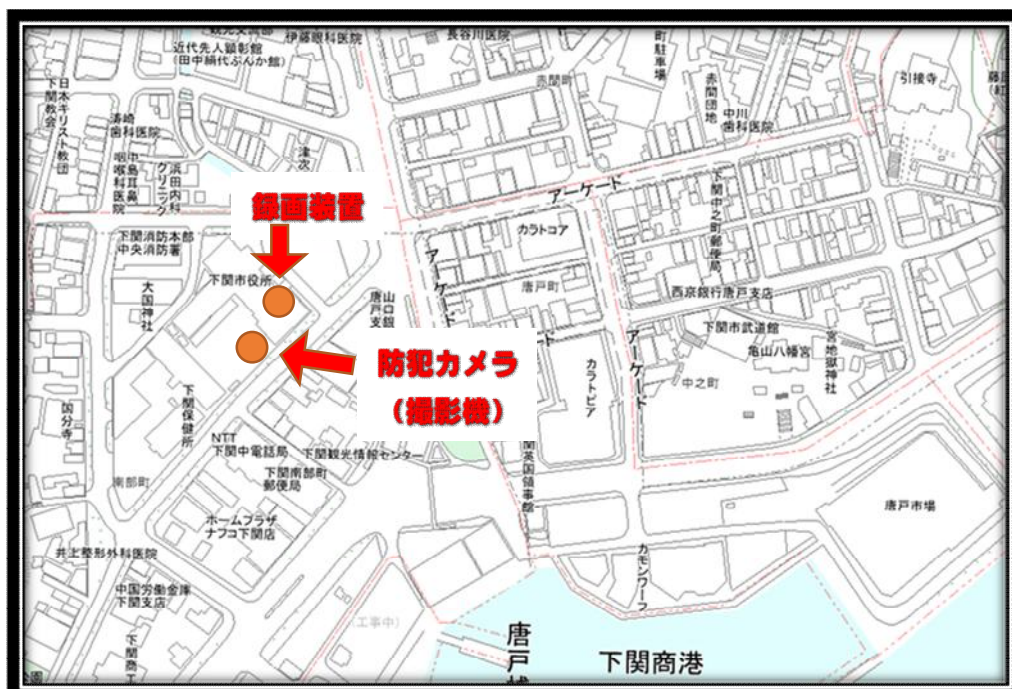
設置場所の周辺図と撮影範囲を示してください。

撮影機と録画装置が分かれている場合はどちらも表示してください。

※様式は定めておりません。

記載例

〈設置場所の平面図〉 下関市南部町1-1周辺



<現況写真> 撮影機設置場所:市役所前の歩道(専用柱)に1基設置する。



(5) 防犯カメラの撮影範囲を記した図面

設置場所の周辺図と撮影範囲を示してください。

記載例 ※様式は定めておりません。

<撮影範囲> 市役所前歩道から東側へ向けて撮影



(6) 防犯カメラ設置事業収支予算書

記入例

〇〇自治会防犯カメラ設置事業収支予算書

収入額

(単位:円)

項目	予算額	備考
自己資金	400,000	自治会費 350,000 円 寄付金 50,000 円
補助金	300,000	下関市補助金
合計	700,000	

支出額

(単位:円)

項目	予算額	備考
防犯カメラ (機器購入費)	600,000	300,000円×2台
付属品購入費	20,000	(表示板設置 10,000円×2枚)
設置工事費・諸経費	80,000	40,000円×2台
合計	700,000	

(7) 防犯カメラ管理運用規程

「団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン(下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用)」を参考に、自治会(団体)内で管理責任者等を明記した防犯カメラ管理運用規程を作成してください。

(8) 防犯カメラの設置に係る土地・建物使用承諾書、占用許可書等(写し)

防犯カメラの設置にあたり、所有者の承諾や許可を得ていることがわかる書類をご提出ください。

- ① 防犯カメラを取り付ける場所(ポールや建物等)の所有者
- ② そのポールや建物等が建っている場所(土地)の所有者

※企業や行政等の場合、所定の手続きに基づき発行される許可書をご用意ください。その他の場合、任意の承諾書を記載し提出してください。

所有者承諾書参考様式

記入例

令和〇年〇月〇日

豊田次郎様

申請団体

押印不要

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下関太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

土地・建物使用承諾願い

下記のとおり、あなたの所有する(土地・建物)に防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いいたします。

記

- 1 設置場所 下関市〇〇町一丁目△-× 豊田様方北側 (別添位置図のとおり)
- 2 設置台数 1台

————— (切り離さないでください) —————

使用承諾書

上記の件について同意します。

令和〇年〇月〇日

(住所) 下関市〇〇町一丁目△-×

(氏名) 豊田次郎

令和 年 月 日

様

申請団体
所在地
団体名
代表者名
電話番号

土地・建物使用承諾願い

下記のとおり、あなたの所有する(土地 ・ 建物)に防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いします。

記

1 設置場所 下関市

2 設置台数 台

(切り離さないでください)

使用承諾書

上記の件について同意します。

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(9) 団体内での合意形成及び同意証明書

団体において、防犯カメラの設置について、合意形成及び同意証明書を作成し提出してください。

様式第2号（第8条関係）

記入例

令和〇年〇月〇日

（宛先）下関市長

申請団体

押印不要

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下関 太郎

合意形成及び同意証明書

下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の事実に相違ないことを証明いたします。

記

- 1 防犯カメラを設置することについて当団体内での合意形成はなされています。
- 2 防犯カメラの設置予定場所が存する地域の自治会に説明し、同意を得ています。
また、防犯カメラの撮影範囲に住居や商店等が含まれている場合、その範囲内の住民等に防犯カメラの設置について説明し、同意を得ています。

記入例

令和〇年〇月〇日

（宛先）下関市長

申請団体 押印不要
 所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇
 団体名 〇〇〇自治会
 代表者名 会長 下 関 太 郎
 担当者 会 計 菊 川 花 子
担当者の連絡先 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

下関市防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書

下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費	700,000 円
2 補助金額及び台数	300,000 円 台数 2（台）
3 工事完了年月日	令和〇年〇月〇日
4 添付書類	(1) 補助事業に係る領収書等の写し (2) 防犯カメラの設置前及び設置後の写真 (3) 防犯カメラ設置事業費収支決算書 (4) 設置された防犯カメラにより撮影された画像（静止画像とする。）の写し (5) その他市長が必要と認める書類

記入例

年 月 日

（宛先）下関市長

申請団体

押印不要

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下 関 太 郎

担当者の連絡先

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け 第〇〇号の確定通知に基づき、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 300,000 円

上記補助金額の受領の権限を、下記の者（口座名義人）に委任します。

受任者 住所 _____

口座名義人 役職・氏名 _____

電話番号 () _____

振込先

金融機関	〇〇銀行		支店名	〇〇支店
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他()	口座 番号	〇〇△△□□	
フリガナ				
口座名義	〇〇〇自治会 会長 下 関 太 郎			

記入例

年 月 日

（宛先）下関市長

申請団体

押印不要

所在地 下関市〇〇町〇〇一丁目〇-〇

団体名 〇〇〇自治会

代表者名 会長 下関 太郎

担当者の連絡先

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

下関市防犯カメラ設置事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額
報告書

令和〇年〇月〇日付け 第〇〇号で交付額の確定を受けた防犯カメラ設置
事業費補助金について、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第20条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の交付確定額 300,000円

確定申告により確定した防犯カメラ設置事業費補助金に係る消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額

金額 ●●●●●円

（注） 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、国税還付金振
込通知書（写し）その他参考となる資料を添付してください。

VII Q & A

Q 対象団体は？

A 下関市内の団体で、自治会、PTA、商店街振興組合等の商業団体等であって、その事務所の所在地及び活動の区域が下関市内である団体です。

まちづくり協議会、企業は対象外となります。

防犯カメラの設置に対し、同一年度において国・県・市から同種の補助金を受けているときは、申請ができません。過去の年度に補助を受けた団体で、新たな場所に設置する場合又は設置後5年を経過した防犯カメラを更新する場合は、補助対象となります。

Q 補助対象事業とは？

A 下関市内に防犯カメラを設置するもので、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- ・防犯カメラを設置することについて、団体において合意形成がなされていること並びに設置予定場所が存する地域の自治会及び防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。
- ・防犯カメラの設置による犯罪の抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラの設置を示す表示板等を取り付けること。
- ・市長が別に定める「団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン(下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用)」等に準拠した防犯カメラ管理運用規程を作成し、防犯カメラ(記録されたデータを含む。)の適正な管理及び運用を行うこと。
- ・防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行おうとする年度に着手し、当該年度内に完了することができ、かつ、当該年度の3月31日までに実績報告ができること。
- ・防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

Q 表示板とはどのようなものか？

立て看板やステッカーなどの表示物になります。

Q 設置場所はどこがよいか？

A 防犯カメラの設置場所は民有地が選定されることが多いです。

設置については、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影の範囲を必要最小限とし、撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておくことが必要です。

なお、中国電力やNTTの電柱への添架は諸条件がありますので、検討される場合は生活安全課へお問い合わせ下さい。

また、防犯カメラを添架する支柱を別に建てる場合、別途費用が発生するので事前に業者に確認しましょう。

Q 防犯カメラの設置費用はいくらぐらいか？

A 機種、設置場所によって金額は様々ですが、1台当たり20万円～40万円程度で設置されることが多いようです。

なお、支柱を建てるなどの場合はその分費用が加算されます。

Q 補助金の額は？

A 補助金の額は、補助対象経費の3分の2で、1団体30万を上限としております。

防犯カメラを設置した台数にかかわらず 30 万円を上限とします。

Q 補助対象経費は？

A 防犯カメラの購入費及び設置工事費。専用支柱設置費。防犯カメラの設置を示す看板等の設置費用。その他設置に必要な費用です。

Q 維持管理の費用は、補助の対象か？

A 補助の対象になりません。設置後の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理の費用はすべて団体負担になります。

Q 事前協議の申請は提出順に受け付けるのか？

A 受付順ではありません。受付期間中に提出を受けた申請については同時に審査を実施します。なお、審査の結果、補助に適合する団体が多く、補助額が予算額を超えるものとなった場合は、適合する団体の中から抽選を行うこととします。

Q リースやレンタルは？

A リース契約やレンタル、ダミーカメラは補助の対象になりません。

Q 防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？

A 防犯カメラの設置後の維持管理については設置した団体の責任となります。市が責任を負うことはできません。

Q どんなカメラを設置したらいいか？

A 特に指定はいたしません。設置後5年の稼働に耐えるものや、(公財)日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準(RBSS 基準)に適合しているカメラを推奨します。設置場所や用途により種類は様々ですので設置業者に相談してください。

Q 過去に設置したものは補助の対象となるか？

A 補助の対象にはなりません。カメラを取り付ける前に事前協議の申請をお願いします。